

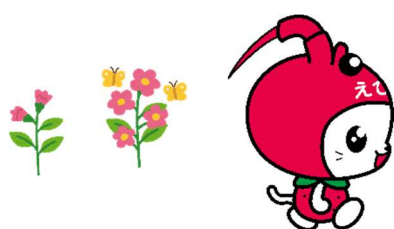
えびなこどもセンター公私連携型保育所
事業者募集要項



令和7年9月
海老名市

目 次

1	募集にあたって まえがき	1
2	開所予定期間	1
3	事業計画地	1
4	定員構成	1
5	応募資格	2
6	申請手続き	2
7	提出書類	3
8	選考の基準等	6
9	公私連携保育法人の指定、契約締結、園の廃止など	8
10	土地・園舎について	10
11	運営にあたっての条件	11
12	給付や補助金について	15
13	リスク分担について	17
	公募及び選定スケジュール	19



1 募集にあたって

まえがき

近年、本市では海老名駅を中心に複数のマンション建設計画があり、保育所等の利用を希望する方が増加し、入所保留となっている方が多くいらっしゃいます。また、市役所周辺の地域も令和6年3月に市街化区域に編入され、入所希望者数が増加する見込みです。

このため、本市では、この状況の解消を喫緊の課題として捉え、民間保育所の新設等による定員拡大を進めているところですが、市としても市役所芝生広場に続いてえびなこどもセンターにも園舎を新設し、民間事業者に公私連携型保育所（※）として園を運営してもらうことで、この課題の解決に繋げていきたいと考えております。

なお、本市全体の保育ニーズに対し、供給が充分可能となった際は、この園を優先的に廃止します。

今回、本市とともに児童福祉を支えてくださる事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するべく、事業者を募集します。

※公私連携型保育所とは

児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結して設置されるものであり、市が設置運営主体である民間事業者（公私連携保育法人）と連携し、土地・建物などを無償又は廉価による貸付とその他の支援を行うとともに、適正な運営が行われるよう人員配置や提供する保育事業等に関与しながら、運営される保育所です。

2 開所予定期間

令和9年4月1日から待機児童が解消されると見込まれるまで（概ね15～20年）

※園の廃止については、最低でも廃止する5年前から市との協議が必要です。

※当初の公私連携保育法人を指定するための協定締結期間は、10年となります。

なお、期間満了後の更新は、別途、協議となります。

3 事業計画地

海老名市中新田381-1、382

・土地：無償での使用貸借契約

・園舎：廉価での使用貸借契約（金額等の詳細は、現在、検討中です。）

※詳細は、10ページを参照してください。

4 定員構成

0歳児クラス 3人、1歳児クラス 10人、2歳児クラス 11人

3歳児クラス 12人、4歳児クラス 12人、5歳児クラス 12人

合計 60人定員

5 応募資格

応募資格を有する者は、令和8年4月1日時点において、海老名市内又は北海道登別市内で認可保育所、認定こども園又は小規模保育施設を運営している法人であることを条件とし、次の全てを満たすものに限りします。

ただし、審査にあたっては、園の廃止に関する選定基準を設けていることから、本市に当該園の在園児童を別で受入れできる施設がない法人については、審査上不利となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 本事業の本旨を理解し、これを実施する力量を擁すること。
- (2) 当該園が廃止となる際、在園児の受入れ対応が必要となった場合において、当該園を運営する公私連携保育法人が別で運営する保育所での受入れが可能であること。
- (3) 社会福祉法人、学校法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は株式会社であること。
- (4) 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び児童福祉施設の設備運営基準等の関連法令や通知等を十分に理解し、遵守できること。
- (5) 市の保育行政と子育て支援に関するさまざまな施策を理解し、これに対して積極的に協力しながら公私連携型保育所の運営にあたる意思があること。
- (6) 海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当していないこと。
- (7) 最近1年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと。

本市は、北海道登別市と姉妹都市の盟約を締結しており、登別市から本市の保育事業に協力したい旨の申し出があったことから、今回の公募においては、登別市内で認可保育所、認定こども園又は小規模保育施設を運営している事業者も応募が可能です。

6 申請手続き

- (1) 申請書類等の取得方法、取得期間

ア 取得方法

海老名市ホームページ「トップページ＞市政・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル＞えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者の募集について」からダウンロード

イ 取得期間 令和7年9月1日～同年10月22日

- (2) 質問の受付

募集要項についての質問を次のとおり受け付けますので、市ホームページに掲載している質疑書に質問内容を簡潔にまとめ、**1事業者あたり原則、1回、**

期限までに次のアドレスに提出してください。なお、電子メール以外の手段による質問は受け付けません。

※公平性を保つため、いただいた質問はすべて海老名市ホームページで公表します。電話等での直接の質問には、一切お答えできませんので、ご了承ください。なお、これをお守りいただけない場合、失格規定に抵触する可能性があります。

ア 提出先アドレス

hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

イ 受付期間

令和7年9月1日～同月30日

ウ 質問への回答

質問に対する回答書を海老名市ホームページ「トップページ＞市政・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル＞えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者の募集について」に順次、掲載していきますのでご確認ください。質問をした事業者名は公表しません。

なお、意見表明や質問内容が不明瞭なものについては回答しないことがあります。

(3) 申請書類の提出

ア 受付場所

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課窓口（えびなこどもセンター1階）

イ 提出締め切り

令和7年10月22日 ※最終日は、午後4時まで

ウ 書類提出に関する留意事項

- (ア) 提出される場合は、前日までに電話で保育・幼稚園課に予約をお願いします。
- (イ) 提出時に不足書類があることが判明した場合は、申請を受け付けることができません。

7 提出書類

(1) 申請書類

- ①えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者申請書 *
- ②えびなこどもセンター公私連携型保育所事業計画書 *
- ③申請事業者団体に関する書類（様式は任意）
 - 経歴・実績 ○代表者の経歴・役員構成・氏名
 - 組織構成・業務所管部署の配置状況と従業員数
- ④法人の定款の写し、規約その他これらに類する書類
- ⑤法人の登記事項証明書の写し
- ⑥開園後の収支予算書（3か年分）

⑦過去３年間（令和４年度～令和６年度）の貸借対照表及び損益計算書又は事業実績報告書及び収支決算書

⑧法人における令和７年度の事業計画書、収支予算書

⑨市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又は完納証明書（直近の決算期に係るもの。納税証明書（国税）は納税証明書（その３の３）をご提出ください。なお、徴収猶予等で未納となっている場合は、その旨がわかる通知書や証明書を添付してください。）

※複数の地方団体に事務所などがある法人は、その法人が事務所などを構えている全ての地方団体に法人住民税を納めなければなりませんので、該当する地方団体分全てをご用意ください。

なお、法人税などの国税については、納税地を所轄する税務署で納税証明書が発行され、道府県税は都道府県税事務所、市町村税は市町村で発行されますので、ご不明な点がある場合は、各窓口にお問い合わせください。

※非課税の対象である法人は、公益法人認定法に基づく公益認定を受けており、かつ公益目的事業以外の事業において収益が生じた所得が課税対象となりますので、該当する場合は、必要書類を添付してください。

また、公益認定を受けており、公益目的事業のみで法人を運営されている場合は、行政庁（内閣府、都道府県）による公益認定を受けたことが分かるものの写しを添付し、必要書類の添付ができない旨を補記してください。

⑩暴力団員等の排除に係る調査承諾書 *

⑪社会保険（健康保険、厚生年金）、労働保険（雇用保険、労働者災害保険）に加入していることを証する書類

○健康保険

直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入証明

※健康保険組合、日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する年金事務所等が発行したもの。

○厚生年金保険

直近の納入告知兼領収書（写）又は保険料納入証明

※日本年金機構又は事業者が所在する地域を管轄する年金事務所等が発行したもの。

○雇用保険

直近の雇用保険領収書及び労働保険概算確定保険料申告書（写）又は保険料納入証明書

※都道府県労働局又は雇用保険の手続きを行った公共職業安定所等が発行したもの。

○労働者災害保険

労災保険加入証明書

※労災保険を管轄する厚生労働省から発行されたもの。

⑫労働分野に関する質問回答書 *

※「*」は、市ホームページに様式を掲載しています。

(2) 申請に関する留意点

ア 申請書類は、全てA4判片面カラー刷り（印刷の向き：縦、文字方向：横書き、文字サイズ：12ポイント以上）で作成の上、通し番号でページ数を付し、縦型ファイルに左綴じで提出してください。また、インデックスで書類名を示してください。

イ 申請書提出後の提出書類の記入内容の変更は認めません。

ウ 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、市は、公私連携保育法人の決定の公表上必要な場合は、申請書類等の内容を無償で利用できるものとします。また、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により開示することがあります。

なお、非公開としたい情報は、市ホームページに掲載している非公開としたい情報届出書により届け出てください。

オ 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。

カ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は失格とします。

キ 園舎設置予定地が市街化調整区域内にあるため、神奈川県との開発協議が必要となります。神奈川県から開発許可が降りなかった場合は、本事業は中止となりますので、ご了承ください。

なお、本事業が中止となった場合においても申請や本事業に際して実際にかかった費用は、全て申請者の負担とします。

ク 接触の禁止

選考等委員会の委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、公私連携保育法人の候補者が選定されるまでの間、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

ケ 申請書類提出後に辞退する場合は、市ホームページに掲載している参加辞退届出書を提出してください。

コ 市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することは禁止します。また、第三者に対して情報提供することも禁止します。

カ 申請時点で運営している又は運営予定の市内保育施設は、当該園に所属する全員の児童が卒園又は退園するまで廃止しないでください。

(3) 提出部数

正本1部、副本11部（副本は複写可）の計12部

※全て紙による提出をお願いします。

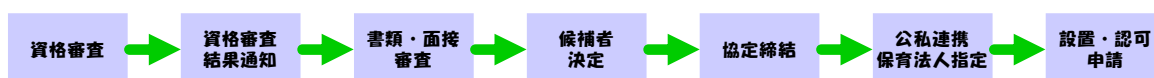
- ※市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。
- ※提出書類は、CD等によるデータ提出をお願いすることもあります。

8 選考の基準等

(1) 選定方法

公私連携保育法人の選定は、海老名市公私連携保育法人の指定に関する要綱に基づき、資格審査、書類及び面接（プレゼンテーション）審査により実施します。

審査は、次の選定基準について、別に定める「えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者選定委員会審査要領」により採点し、最優秀提案者を選定委員会の意見として市に提案し、市が公私連携保育法人として決定します。



(2) 資格審査

応募資格の有無について審査を行います。資格のない事業者は、その後の審査に進めません。審査の結果については、審査が終了し次第通知します。

なお、応募資格のうち、暴力団員等の排除に係る調査については、選定作業と並行して行います。調査の結果、海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当した場合は、その時点で失格とします。

(3) 選考委員会による審査（書類審査・面接審査）

面接審査の日時については、前号の資格審査の結果において、合格の場合に同通知に合わせて記載します。

ア 日 程

令和7年12月上旬 ※申請者数により、前後することがあります。

イ 場 所

海老名市役所又はえびなこどもセンター

ウ 時 間

1 応募者当たり30分を予定（説明10分、質疑応答20分）

エ 説明者

会場への入室は、5人までとします（身分証明書を提示してください。）。

オ その他

申請書類に沿って公私連携保育法人としての適性をプレゼンテーションしてください。追加提案の説明は認めません。

パソコン等が必要な場合は、申請者が用意してください（プロジェクター及びスクリーンは、市でも用意があります。）。

(4) 選定基準

次に掲げる事項等を考慮して総合的に審査して選定します。

ア 園の運営について、明確な理念及び計画を有していること。

- 保育所運営の理念
- 配置する施設長の像

イ 保育内容等

- 全ての児童を公平に受け入れる能力
- 保護者の費用負担の考え方
- 児童の安全・安心の確保
(防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・給食・アレルギー・医療的ケア児・障がい児対応等)
- 医療的ケア児や加配を必要とする児童を受け入れる能力について
- 保育所の適正利用（保育時間、要件など）に対する適切な助言や援助する能力
- 緊急時等の対応（児童の体調の急変など）

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

- 管理運営組織体制
- 苦情受付体制
- 職員雇用計画、労働条件及び研修計画
- 法人としての事業評価・点検方法
- 個人情報保護の取組
- 既設保育施設、その他の事業の業務実績及び財務状況

エ 事業者提案項目

- 15～20年と期間が限定されたなかでの運営に関する工夫及び園を廃止する際の考え方
- 利用者ニーズを捉え、サービスを向上させることについて（ICTの導入等）
- 不適切保育を防止するための備え
- 事業者が別に運営している園との連携
- 補助金や給付制度が複雑化しているなか、自園での管理体制や市に対する申請方法等の工夫について
- 加配が必要な児童に対する保育体制について

オ その他

- 法令遵守能力
- その他

(5) 選考委員会による審査結果

審査結果は、文書により申請者に通知するとともに、内定した事業者名を海老名市ホームページ「トップページ＞市政・ビジネス＞入札・契約＞プロポーザル＞えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者の募集について」に掲載します。

※審査結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じません。

9 公私連携保育法人の指定、契約締結、園の廃止など

(1) 協定の締結

審査の結果、決定した候補者と児童福祉法第56条の8第2項の規定により、公私連携保育法人の指定をするため、運営等に関する事項を定める協定を締結します。

(2) 協定期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年間）

※期間満了後の更新については、別途、協議することとします。

(3) 公私連携保育法人の指定

協定締結後、候補者と公私連携保育法人として市が指定します。

(4) 公私連携保育法人の指定を行わない場合の補償

候補者の責めや本市の財政状況等により、公私連携保育法人の指定を行わない場合は、候補者が本募集要項にしたがって支出した費用等について、市は一切の補償の義務を負わないものとします。

(5) 設置の届出

公私連携保育法人として指定された後、令和9年4月1日の公私連携型保育所運営開始までの市が指定する期日までに、市を経由して、神奈川県に保育所設置届を提出することになります。

※書類の内容などは、神奈川県が作成した「保育所認可等の手引き」をご確認ください。

(6) 指定の取消し

公私連携型保育所の運営並びに施設の維持管理等を適正に行うため、市が行う指導・指示に従わない場合、協定期間中においても公私連携保育法人の指定を取消すことがあります。また、市の承認を得ずに公私連携型保育所を第三者に委託又は請け負わせた場合、貸付けをした土地園舎等の形状を変更した場合及び工作物等を設置した場合にも指定の取消しを行うこととなります。

ア 児童福祉法第56条の8第7項の規定により、海老名市は公私連携型保育所等の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人に必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることがあります。

イ アの立入調査等において、公私連携保育法人が実施する保育等が設備・運営基準に達せず、同法第46条第3項又は第4項の規定による処分が行われる必要があると認められるときは、神奈川県に対し、同法第56条の8第9項に規定する通知を行います。

ウ 海老名市は、公私連携保育法人が正当な理由なく協定に従って公私連携型保育所を運営していないと認めるときは、是正、改善その他の必要な措置を指示し、同法第56条の8第10項の規定により協定に従って保育等を行うことを勧告します。

エ 海老名市は、ウの当該措置への対応が充分でないと認められる場合、又は公私連携保育法人がウの勧告に従わないときは指定を取消すものとします。

オ 指定取消しをした場合は、当該指定取消しの日において協定が解除されたものとみなします。

カ 指定取消しにより、公私連携保育法人に生じた損害等の費用について、市は一切の補償に関する義務を負わないものとします。

(7) 園舎の賃借契約の締結

ア 園舎

公私連携型保育所運営開始までの期間に公私連携保育法人と期間を10年間とする廉価の有償使用賃借契約を締結する予定です。

10年間の期間満了後には、市と公私連携保育法人で協議の上、契約の更新を予定しております。

※土地については、地権者と市が賃貸借契約を締結しています。公私連携保育法人が無償にて利用できるよう、地権者へ了承の上、市と公私連携保育法人にて協定書で定める予定です。

イ 設備・備品

市で設置した設備や備品は、無償で貸し付けます。

(8) 保育実施委託契約の締結

海老名市と公私連携保育法人との間で、児童の保育の実施に関して契約締結を行います。

(9) 園の廃止

市全体の保育需要に対し、供給が充分可能となった際は、市と公私連携保育法人で協議の上、当該園を優先的に廃止します。廃止にあたっては、最低でも廃止する5年前から市と公私連携保育法人で協議をします。

なお、園を廃止することが決定した際は、公私連携保育法人にて在園児童保護者及び入所を希望する保護者に園を廃止することを説明してください。

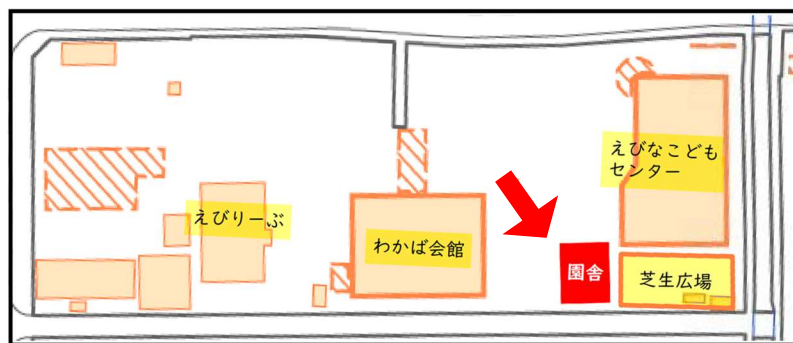
また、園を廃止する際に在園児がいる場合は、在園児を公私連携保育法人が別で運営する保育施設での受入れを行うなどの対策案を講じてください。

10 土地・園舎について

(1) 土地について

ア 土地は、えびなこどもセンターとわかば会館の間です。詳細は、右図のとおりです。

イ 敷地内に市が園舎の設置及び内装工事を行います。



なお、園舎の設計内容は、選定された法人にお伝えしますが、その内容に対する要望には基本的にお応えできません。

ウ 土地及び園舎は、保育所運営の目的以外には使用できません。

エ 児童の送迎時の自動車及び自転車は、えびなこどもセンター併設のものを利用することができます。また、食材等の搬入車両もえびなこどもセンター併設の駐車場を利用することができます。

オ 当該園の職員用駐車場は、必要に応じて公私連携保育法人が別途用意してください。

当該園職員が市役所駐車場やえびなこどもセンターの駐車場を利用することはできません。

(2) 園舎について

ア 園舎の維持管理等に係る経費の一切は、公私連携保育法人の負担となります。

イ 園舎及び園舎に付帯する設備等の修理は、市と協議した上で、事業者の負担で行ってください。

ウ その他必要な事項は、別途協議し、定めます。

	地 番	延床面積
園舎	中新田381-1、382	375㎡程度

エ 園庭は設けませんが、大島記念公園を代替園庭として指定します。

オ 保育用品や清掃用品だけではなく、災害時の備蓄なども含め収納スペースを活用し、屋内・外の環境を良好に保ってください。

カ 園を廃止する際の園舎の解体は、市が行います。

(3) 工作物及び備品

ア 保育所利用者のほか地域住民の安全確保のため、園舎内にAEDを設置してください。

イ 市が準備するもの

厨房機器、空調機器などの施設に付帯する設備

ウ 事業者が準備するもの

おもちゃ、机、椅子、清掃用具、その他事業者で必要とするもの

11 運営にあたっての条件

1 遵守すべき期間

ここに示す基準については、開園してから園を廃止するまでの期間は遵守してください。

市と園舎に関する使用貸借契約を結んでいる期間内にあつては、利用者及び関係者の十分な理解のもと、変更について市と協議し、合意を得られた場合は、変更できるものとします。

法令の範囲内で、関係官署への必要な届出等を行うことにより、変更することができます。

なお、2に定める基本的事項については、変更することはできません。

2 事業者が行うべき基本的事項

- (1) 児童福祉法に則り、施設の設置目的を十分に理解した上で、児童の最善の利益を考慮し、児童福祉施設としての役割を果たしてください。
- (2) 児童の入所承諾・不承諾、解除については、海老名市福祉事務所長の決定に従ってください。ただし、一時預かりは除きます。
- (3) 日頃から、保育水準及び保育・子育て支援サービスの向上を図ってください。
- (4) 公私連携型保育所を利用するこどもたちの最善の利益を考慮し、家庭や地域との連携を図りながら、安全で情緒の安定した生活ができる保育環境を用意してください。
- (5) 特別な支援が必要な児童や医療的ケア児の受入れなどに積極的に取り組むとともに、支援が必要な児童の家庭に対して保護者支援をしてください。
- (6) 利用者からの苦情に対して適切に対応するため、苦情解決責任者を置くなど、苦情解決処理の仕組みを整備し、公私連携型保育所だけでなく、法人としての責任をもって対応してください。
- (7) 公私連携型保育所の管理運営を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の主旨を充分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じてください。

3 職員体制

事業者は、運營業務開始までに余裕を持ち、経験年数等に配慮するなど、業務遂行にふさわしい保育士、調理員その他必要な人員を選定してください。

(1) 統一事項

- ア 事業者は、業務を的確かつ迅速に行うことはもとより、当該園における風紀・業務規律を乱すことのない者を選任してください。
- イ 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める職員配置を遵守してください。
- ウ 労働基準法その他法令に基づき適切な労務管理を行ってください。
- エ 保育及び調理業務に従事する職員に対しては、サルモネラ菌・赤痢菌・0-157についての腸内細菌検査を定期的実施してください。
- オ 利用者の救命救急の観点から、普通救命講習を終了し救命技能認定を受けている者を常時配置し、AED（自動体外式除細動器）を扱える職員を確保してください。

(2) 施設長

- ア 施設長は専任とし、他の施設と兼務しない者で、健全な心身を有し、福祉事業に熱意があり、園を適切に運営できる者としてください。
- イ 保育士資格を有し、運營業務開始時点で認可保育園での勤務経験が10年以上ある者としてください。
- ウ 防火管理者（甲種）資格取得をしている職員としてください。

(3) 保育士

- ア 神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第46条第2項に定める保育に従事する職員は、すべて保育士としてください。
- イ 常勤保育士のほか、非常勤保育士を配置する等により、朝夕の児童が少ない時間についても、適切な人員を配置してください。
- ウ アレルギー児や障がい児保育等に配慮し、対応できる人員を配置してください。
- エ 保育士の採用にあたっては、保育士特定登録取消者管理システムにて特定登録取消者に該当するかどうかを事前に確認してください。

(4) 調理員

調理業務は、第三者への委託も可能としますが、その際従事する者については、次の条件を満たしてください。

- ア 調理員は、児童の年齢や健康状態に応じた適切な調理を実施できる者とし、アレルギー児（複数の食材に起因するものも含む。）等に対応できる人員を配置してください。
- イ 調理師資格を持つ調理員を1人以上配置してください。

(5) 栄養士

- ア 児童及び保護者が栄養に関する適切な指導管理を受ける環境を確保するため、栄養士資格を持つ職員を配置してください。
- イ 同号アに定める環境が確保できる場合は、調理員その他の職員、又は他の施設の栄養士と兼務することができます。

(6) 安全監視員

児童の登降園に際し、不審者等の侵入防止を図るとともに保育園職員と連携して、園児の避難誘導を行うため、必要に応じて保育園に安全監視員を配置してください。

(7) その他

その他、法令に従い、保育園の適正な管理を行い、児童の健やかな発達を促すにあたり必要な職員を配置してください。

4 事業者が行う業務

(1) 基本的事項

当該園の運営に際しては、児童福祉の本旨に基づき、子どもの健全な発達に寄与するよう業務に全力で取り組んでください。

その内容については、関係法令の定めによるもののほか、この要項、協定書での合意事項に基づき実施するものとします。

主な業務については、次のとおりです。

(2) 保育業務

ア 保育業務に関する基本事項

児童福祉法の精神に則り、その他関係法令及び保育所保育指針その他の関係省庁、県等が発する通知や通達等を遵守し、海老名市福祉事務所長が入所を決定した児童を、保護者の保育を必要とする状況を踏まえ、必要な時間保育してください。

保育士をはじめとする職員は、積極的に研修等を受け、児童福祉施設としての役割を全うするように取り組んでください。

イ 開所日、開所時間等

当該園の開所日及び開所時間は市と協議の上、決定します。地域特性等を考慮し、より効果的な時間を検討してください。

ウ 配慮が必要な児童への対応

指数順で入所を決定するため、医療的ケア児、障がい児等、配慮が必要な児童を入所決定することもあります。必要な体制をとってください。

エ 延長保育

開所時間を延長する場合の延長保育料は、市と協議の上、決定します。

オ 給食及び補食の提供

全ての年齢に対し自園調理による完全給食を実施してください。

また、食物アレルギー（複数の食材に起因する場合を含む。）や宗教上の理由等により他の児童と同一の給食を喫食できない場合は、保護者と面談の上、適切な給食を実施してください。

なお、3歳以上児の給食費については、市と協議の上、決定します。

（３） 一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった場合や、子育てにおける保護者の負担軽減のため、実施するものとします。

（４） 休日保育

海老名市は休日保育の実施園が少なく、特定の施設に負担がかかっているため、休日保育の実施を検討してください。

（５） 子育て支援業務

ア 地域交流事業

当該園での園庭開放ができない代わりに地域交流事業に努めてください。

イ 児童福祉法第48条の3第1項に規定する保育情報の提供、相談及び助言

保育園において、入所児童の保護者はもとより、地域住民から育児相談等があった場合は、親身に対応してください。

また、積極的に研修を実施し、相談に応ずるだけの力量を得てください。

ウ その他の子育て支援業務

その他の事項について、子育て支援業務（保育実習の受け入れを含む。）も実施してください。

（６） 施設及び設備の維持管理に関する業務

児童の安全で快適な保育環境を保つため、日頃から、清潔で良好な屋内・外の環境を保ってください。

（７） 保険及び損害等

ア 公私連携保育法人が管理運営業務を行うにあたり、公私連携保育法人の負担において必要な保険に加入してください。

イ 施設の管理・運営を行うにあたり、公私連携保育法人に生じた損害は、市の責めに帰する理由による場合を除き、公私連携保育法人の負担となります。

ウ 施設の管理運営業務を行うにあたり、公私連携保育法人が第三者に及ぼした損害は、市の責めに帰する理由による場合を除き、公私連携保育法人の負担においてその賠償を行ってください。

(8) 安全・危機管理体制の整備

公私連携保育法人は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備してください。

また、災害等が発生した際は、なるべく園の運営を継続するよう努めてください。

(9) 第三者評価の受審

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第36条の2に基づく福祉サービス第三者評価を協定期間中に原則3回以上受審するとともに、当該評価の結果を市に提出し、指摘改善事項があった場合には速やかに対応してください。

なお、第三者評価の受審に要する費用は、公私連携保育法人が負担しなければなりません。

(10) 協定期間の満了等による業務の引継ぎ

次のア及びイは、不慮の事故などにより公私連携保育事業者による保育業務継続が困難となった場合、代わりとなる別の事業者運営を引き継ぐ際の対応を記載しています。

ア 協定期間の満了等により受注者が変更となった場合、旧受注者は、速やかに施設等を原状に復し、新たな受注者との間で本業務の引継ぎを充分に行ってください。

イ 新受注者との協定締結時から新協定期間開始までは、費用の支払いを伴わない引継ぎ期間となります。ただし、引き継ぎに係る費用が発生する場合の支払いについては、旧受注者に新受注者が支払いをするものとします。

(11) その他必要な業務

12 給付や補助金について

開園準備に関する補助制度はありませんが、開園後の運営に係る施設型給付費及び補助金に関しては、従来の保育所運営に関する制度と変わりありません。

(1) 施設型給付費

毎月の初日の年齢毎の在籍児童数に応じて、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する施設型給付費及び利用者負担額を合わせた額を支払います。

(2) 補助金

海老名市民間保育所運営費等補助金交付要綱に基づき、他の民間保育所等に対する補助金と同様に予算の範囲内で交付します。

ただし、保育需要の動向などにより、補助金の内容や補助額等を変更することがあります。

(3) 利用料金

公私連携保育法人において利用者から徴収する料金は、海老名市立保育園と同等の額が望ましいですが、市の承認を得た上で、公私連携保育法人が定めることができます。

13 リスク分担について

暴風、豪雨、大規模地震、新型インフルエンザ等、海老名市又は公私連携保育法人の責めに帰することのできない自然的または人為的な現象による経費等に増減が生じた場合は、海老名市及び公私連携保育法人で別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		海老名市	公私連携保育法人	分担（協議）
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○	
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更		○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
コスト増大	施設管理上、必要となった経費		○	
周辺住民・市民等及び施設利用者への対応	施設管理、運營業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応		○	
	上記以外のもの			○
施設・設備の損傷	公私連携保育法人に帰責事由があるもの		○	
	公私連携保育法人が設置した設備・備品		○	
	経年劣化によるもの（1件あたり50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○	
	経年劣化によるもの（公私連携保育法人の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○		
	上記以外のもの			○
事業内容の変更	海老名市の政策による期間中の変更	○		
	公私連携保育法人の発案による期間中の変更			○

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		海老名市	公私連携 保育法人	分担 (協議)
事業の 中断・中止	海老名市に帰責事由があるもの	○		
	公私連携保育法人に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
セキュリ ティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○	
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合			○
需要変動	利用者の増減に伴う公私連携保育法人の収益の増減		○	
情報の保護	公私連携保育法人が知り得た情報の漏洩		○	
利用者等への 損害賠償	海老名市に帰責事由があるもの	○		
	公私連携保育法人に帰責事由があるもの		○	
	海老名市と公私連携保育法人の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
債務不履行	公私連携保育法人の事業放棄、破綻等によるもの		○	
要求水準未達	施設の運営が協定書の水準に満たない場合		○	
運営停止	公私連携保育法人の責によるもの		○	
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新受注者への引継費用		○	
不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断			○

※「不可抗力」とは、防風、豪雨、地震、火災、テロ、暴動などの天災・人災等を指します。

■公募及び選定スケジュール

日 程	内 容
令和7年9月1日	募集要項公開
〃 9月1日から同月30日まで	質問受付期間
〃 10月22日午後4時	申請締め切り
〃 11月上旬	第1回選定委員会 (書類審査)
〃 12月上旬	第2回選定委員会 (面接審査、事業者の決定)
〃 12月中旬	選定結果通知・公表
令和9年4月1日	開所

※締切日以降の日程は、申請者数により、前後することがあります。

【書類提出・お問い合わせ先】

〒243-0422

海老名市中新田377番地

(えびなこどもセンター内)

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課

電 話 (046) 235-4824

E-mail hoiku@city.ebina.kanagawa.jp